アスファルト舗装工
ア）２車線以上で設計舗装面積４万㎡以上ある道路の新設のアスファルト舗装工事
コンクリート舗装工
イ）設計舗装面積２万㎡以上ある道路の新設の下記条件に該当する工事
・コンクリートフィニッシャーによるコンクリート舗装版もしくは連続鉄筋コンクリート版を施工した工事

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　記３⑵に示す評価項目①～④の全項目において提案があり、提案書が所定の枚数を超えていない者、提案書が所定の１行あたりの文字数・１ページあたりの行数を超えていない者、提案項目数が所定の項目数を超えていない者。

なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出いただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価基準　工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項の評価項目及び評価基準は下記のとおりとし、評価項目①～④の全項目において、１項目でも提案がない又は提案書が所定の枚数を超えている場合、提案書が所定の１行あたりの文字数・１ページあたりの行数を超えている場合は不適格とする。

また、評価項目①～②の提案は、それぞれ最大５項目まで、評価項目③の提案は最大２項目までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の項目数を超えている場合は不適格とする。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　土工部基層工及び橋梁部防水工の更なる品質向上　共通仕様書、舗装施工管理要領及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

②　複数工種が混在する現場における安全管理体制　共通仕様書及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

③　地球温暖化防止対策の推進を目的として、基層工に使用するタイヤローラ及び路盤工に使用するモータグレーダのCO_2削減に寄与する改善等　設計図書に示す標準案と比較して提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

④　荷坂トンネルのコンクリート舗装版、円形水路、監視員通路の更なる工期短縮　設計図書に示す「完成時期」に対して、技術提案において工期を短縮した日数により評価

評価指標は下記のとおりとする。

㋐　優　標準案に比べ、非常に優れているもの。

㋑　良上　良に比べ、やや優れているもの。

㋒　良　標準案に比べ、優れているもの。

㋓　良下　良に比べ、やや劣るもの。

㋔　可　標準案又は標準案と同等であるもの。

※標準案とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の基準をいう。

⑶　評価点の付与の方法　評価項目①～③の項目別配点については、評価基準により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

【判定方式】

①　土工部基層工及び橋梁部防水工の更なる品質向上　項目別配点　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

②　複数工種が混在する現場における安全管理体制　項目別配点　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

③　地球温暖化防止対策の推進を目的として、基層工に使用するタイヤローラ及び路盤工に使用するモータグレーダのCO_2削減に寄与する改善等　項目別配点　優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点　評価項目④の項目別配点については、30日以上の短縮を提案した者に最大30点を付与、短縮提案無しを０点とし、その他の提案については、提案値に応じ30～０点で按分した点数（小数第３位を四捨五入し小数第２位とする）を付与する。

【数値方式】

④　荷坂トンネルのコンクリート舗装版、円形水路、監視員通路の更なる工期短縮　項目別配点　30～０点

⑷　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と、契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値を加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点　（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点　各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点　０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）
（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）　100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）　（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、Ｐ　入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ　契約制限価格
Ｘ　調査基準価格以上の最低入札価格
Ｓ　調査基準価格
ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑸　上記⑷において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により、技術提案を履行できない場合は、その程度により請負工事成績表定点を最大10点減点及び契約書第45条の３による請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講じる場合がある。